

平成29年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：五島振興局

平成30年3月末現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
1	五島振興局	上五島支所 建設部 建設課	H29.4.3	主要地方道若松白魚線橋梁補修工事 (監督補助業務委託その2)	11,448,000	長崎県大村市池田2丁目 1311-3 (公財)長崎県建設技術研究 センター 理事長 宮崎 東一	当業務は、工事の施工状況や工事請負者から提出された承諾願い等 について、設計図書と照合を行い、その結果を監督職員に正確に報告 するものであり、報告に虚偽や誤脱があった場合は、監督職員による判 断や工事成績の評定に大きな影響を与える業務である。 また、各工事請負者が保有する施工ノウハウの情報管理(他の建設業 者への情報漏えい防止)も必要である。 このため、建設業者より資金面や人事面等で直接的な影響を受けず、 当該業務の経験も豊富な財団法人長崎県建設技術研究センターを、契 約の相手方として特定する。	第167条の2 第1項第2号
2	五島振興局	農林水産部 農村整備課	H29.5.1	大宝地区換地業務委託	9,187,400	長崎県五島市福江町1-1 大宝土地改良区 理事長 近藤 英海	「県営土地改良事業の施行に伴う換地計画等の事務の委託に関する 要綱」第3条により換地業務の委託先は、市町、土地改良区、その他知 事が特別に認めた者となっているため。また、換地業務が地元の事情に 精通し、専門的知識を必要とする点や、機密の保持、確実な業務運営と 成果が見込まれる点などから契約の相手方は大宝土地改良区とする。	第167条の2 第1項第2号
3	五島振興局	農林水産部 農村整備課	H29.5.1	鏡瀬地区換地業務委託	6,678,200	長崎県五島市福江町1-1 鏡瀬土地改良区 理事長 山口 茂明	「県営土地改良事業の施行に伴う換地計画等の事務の委託に関する 要綱」第3条により換地業務の委託先は、市町、土地改良区、その他知 事が特別に認めた者となっているため。また、換地業務が地元の事情に 精通し、専門的知識を必要とする点や、機密の保持、確実な業務運営と 成果が見込まれる点などから契約の相手方は鏡瀬土地改良区とする。	第167条の2 第1項第2号
4	五島振興局	農林水産部 農村整備課	H29.5.10	久賀地区換地業務委託	6,818,800	長崎県五島市福江町1-1 五島市長 野口 市太郎	「県営土地改良事業の施行に伴う換地計画等の事務の委託に関する 要綱」第3条により換地業務の委託先は、市町、土地改良区、その他知 事が特別に認めた者となっており、本県の場合、土地改良区が設定され ていない場合に限り、市町へ1者随意契約している。また、換地業務が 地元の事情に精通し、専門的知識を必要とする点や、機密の保持、確実 な業務運営と成果が見込まれる点などから契約の相手方は五島市とす る。	第167条の2 第1項第2号
5	五島振興局	建設部 河港課	H29.5.24	平成29年度五島振興局土砂災害警戒 区域等設定確認業務委託	1,922,400	長崎県大村市池田2丁目 1311-3 (公財)長崎県建設技術研究 センター 理事長 宮崎 東一	本業務は、高度な行政的な判断が求められるため、最も信頼できる相 手を選定する必要がある。また、私権の制限等を行わせる基礎となるた め、統一性・信頼性のもと、公平・中立な立場で確認を行う必要があり、 請負者から資金面、人事面で直接影響を受けない委任先であることが 求められる。 よって、公益財団法人長崎県建設技術研究センターを、契約の相手方と して特定する。	第167条の2 第1項第2号
6	五島振興局	上五島支所 建設部 建設課	H29.5.8	平成29年度上五島支所建設部管内土 砂災害警戒区域等設定確認業務委託	3,893,400	長崎県大村市池田2丁目 1311-3 (公財)長崎県建設技術研究 センター 理事長 宮崎 東一	本業務は、高度な行政的な判断が求められるため、最も信頼できる相 手を選定する必要がある。また、私権の制限等を行わせる基礎となるた め、統一性・信頼性のもと、公平・中立な立場で確認を行う必要があり、 請負者から資金面、人事面で直接影響を受けない委任先であることが 求められる。 よって、公益財団法人長崎県建設技術研究センターを、契約の相手方と して特定する。	第167条の2 第1項第2号

平成29年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：五島振興局

平成30年3月末現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
7	五島振興局	農林水産部 農村整備課	H29.6.1	久賀地区基本設計業務委託	4,536,000	長崎市大黒町9-17 長崎県土地改良事業団体連 合会 会長 宮本 正則	本業務は、ほ場整備の換地配分の検討を行うための、ほ場の区割り、 道路・用排水路の配置計画を行うものであり、ほ場整備実施設計の前段 となる設計業務として、換地業務と密接不可な関係にある。 したがって、受注者はほ場整備実施設計を履行できる能力を備えている 必要があるが、県内で、土地改良換地士を保有し、土地改良区等に対 し、換地の指導ができ、換地業務と連携した区画整理の計画・設計がで きる団体は長崎県土地改良事業団体連合会のみであるため、契約の相 手方として特定する。	第167条の2 第1項第2号
8	五島振興局	農林水産部 農村整備課	H29.6.1	寺脇地区換地業務委託	4,928,200	五島市福江町1-1 寺脇土地改良区 理事長 平田 光昭	「県営土地改良事業の施行に伴う換地計画等の事務の委託に関する 要綱」第3条により換地業務の委託先は、市町、土地改良区、その他知 事が特別に認めた者となっているため。また、換地業務が地元の事情に 精通し、専門的知識を必要とする点や、機密の保持、確実な業務運営と 成果が見込まれる点などから契約の相手方は寺脇土地改良区とする。	第167条の2 第1項第2号
9	五島振興局	農林水産部 農村整備課	H29.6.1	牟田地区換地業務委託	15,376,200	五島市福江町1-1 牟田土地改良区 理事長 川口 規一	「県営土地改良事業の施行に伴う換地計画等の事務の委託に関する 要綱」第3条により換地業務の委託先は、市町、土地改良区、その他知 事が特別に認めた者となっているため。また、換地業務が地元の事情に 精通し、専門的知識を必要とする点や、機密の保持、確実な業務運営と 成果が見込まれる点などから契約の相手方は牟田土地改良区とする。	第167条の2 第1項第2号
10	五島振興局	建設部 道路課	H29.6.8	五島振興局建設部道路課監督補助業務 委託	11,664,000	大村市池田2丁目1311-3 (公財)長崎県建設技術研究 センター 理事長 宮崎 東一	当業務は、工事の施工状況や工事請負者から提出された承諾願い等 について、設計図書と照合を行い、その結果を監督職員に正確に報告 するものであり、報告に虚偽や誤脱があった場合は、監督職員による判 断や工事成績の評定に大きな影響を与える業務である。 また、各工事請負者が保有する施工ノウハウの情報管理(他の建設業 者への情報漏えい防止)も必要である。 このため、建設業者より資金面や人面等で直接的な影響を受けず、 当該業務の経験も豊富な公益財団法人長崎県建設技術研究センター を、契約の相手方として特定する。	第167条の2 第1項第2号
11	五島振興局	農林水産部 林務課	H29.6.15	平成29年度南部憩坂線森林管理道開 設工事立木等補償業務(憩坂工区)	3,277,131	五島市福江町1-1 五島市長 野口 市太郎	当業務は、「林道事業に関する損失補償事務取扱」に基づき委託契約 を行うものであり、県営林道の補償事務において、県は、立木補償業務 を市町に委託すると定めているため。	第167条の2 第1項第2号
12	五島振興局	建設部 道路課	H29.6.27	一般国道384号外4線道路緑化維持業 務委託	14,472,000	五島市福江町1-1 五島市長 野口 市太郎	当業務は一般国道384号外4線の道路機能や景観等、良好な道路環 境を利用者並びに沿道住民に提供することを目的とし、県、市が管理し ている植樹帯の統一的な維持管理を行うため五島市に委託を行ってい る。また、市道管理者である五島市では、直轄で「道路美化事業」を実施 しており、当事業を効率的に実施できる体制が整っていることから、諸経 費等の軽減が可能であり、民間企業に発注するよりも安価で、かつ、四 季を通して継続した維持管理を実施することができる。 以上の理由により五島市と委託契約を行うものである。	第167条の2 第1項第2号

平成29年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：五島振興局

平成30年3月末現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
13	五島振興局	農林水産部 林務課	H29.8.1	平成29年度南部憩坂線森林管理道開設工事立木等補償業務(寺脇工区)	1,324,647	五島市福江町1-1 五島市長 野口 市太郎	当業務は、「林道事業に関する損失補償事務取扱」に基づき委託契約を行うものであり、県営林道の補償事務において、県は、立木補償業務を市町に委託すると定めているため。	第167条の2 第1項第2号
14	五島振興局	建設部 福江空港 管理事務所	H29.8.10	福江空港化学消防車継続検査業務	2,784,012	五島市吉久木町1446-1 旭自動車(有) 代表取締役 田坂 幸雄	対象車両が大型で特殊な化学消防車であることから、整備点検に要する設備・能力を有している必要があるが、分解整備用の特殊工具及び大型ジャッキを所持する業者は島内で旭自動車(有)1者のみであり、さらに、本業務が福江空港の運用時間終了後の夜間作業となり、検査体制を執ることが可能な業者は上記業者のみであるため、旭自動車(有)と随意契約を行うもの。	第167条の2 第1項第2号
15	五島振興局	農林水産部 農村整備課	H29.9.7	富江地区ため池積算参考資料作成業務委託	1,944,000	長崎市大黒町9-17 長崎県土地改良事業団体連 合会 宮本 正則	県営事業の積算にあたっては、長崎県と使用許諾契約を締結している(一社)農業農村整備情報総合センターが直轄用を補助版に改良した積算システムを使用している。長崎県土地改良事業団体連合会は、積算システムに長崎県独自の機能を付加し、長崎県と共同で保守運用を行っており、上記システムを使用できる県内唯一の団体である。また、九州農政局、九州各県で構成する農業農村整備事業に関する公共工事に関する協議会の「農業農村整備事業発注者支援機関認定制度」に応募審査を経て、設計、積算、工事監督等の発注関係事務を行うことができる発注者支援機関として認定されており、守秘義務を有している。 以上の理由により、長崎県土地改良事業団体連合会を契約の相手方として特定する。	第167条の2 第1項第2号
16	五島振興局	農林水産部 農村整備課	H29.10.25	鏡瀬地区変更積算参考資料作成業務委託	2,592,000	長崎市大黒町9-17 長崎県土地改良事業団体連 合会 宮本 正則	県営事業の積算にあたっては、長崎県と使用許諾契約を締結している(一社)農業農村整備情報総合センターが直轄用を補助版に改良した積算システムを使用している。長崎県土地改良事業団体連合会は、積算システムに長崎県独自の機能を付加し、長崎県と共同で保守運用を行っており、上記システムを使用できる県内唯一の団体である。また、九州農政局、九州各県で構成する農業農村整備事業に関する公共工事に関する協議会の「農業農村整備事業発注者支援機関認定制度」に応募審査を経て、設計、積算、工事監督等の発注関係事務を行うことができる発注者支援機関として認定されており、守秘義務を有している。 以上の理由により、長崎県土地改良事業団体連合会を契約の相手方として特定する。	第167条の2 第1項第2号

平成29年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：五島振興局

平成30年3月末現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
17	五島振興局	農林水産部 農村整備課	H29.11.7	県単富江第1地区基盤整備基本計画検討業務委託	2,376,000	長崎市大黒町9-17 長崎県土地改良事業団体連 合会 会長 宮本 正則	<p>本業務は、ほ場整備予定区域が溶岩を基盤とした地層であり、通常の地区とは条件が異なるため、モデル区域での①基本設計及び②積算業務を行い、精度の高い事業計画の基礎となる検討を行うものである。</p> <p>①基本設計は、ほ場整備実施設計の前段となる設計業務として、換地業務と密接不可分な関係にあるが、県内で土地改良換地士を保有し、土地改良区等に対し、換地の指導が出来、換地業務と連携した区画整理の計画・設計ができる団体は、長崎県土地改良事業団体連合会のみである。</p> <p>また、②積算業務にあたっては、長崎県と使用許諾契約を締結している(一社)農業農村整備情報総合センターが直轄用を補助版に改良した積算システムを使用している。土改連は、積算システムに長崎県独自の機能を付加し、長崎県と共同で保守運用を行っており、上記システムを使用できる県内唯一の団体である。また、九州農政局、九州各県で構成する農業農村整備事業に関する公共工事に関する協議会の「農業農村整備事業発注者支援機関認定制度」に応募審査を経て、設計、積算、工事監督等の発注関係事務を行うことができる発注者支援機関として認定されており、守秘義務を有している。</p> <p>以上の理由により、長崎県土地改良事業団体連合会を契約の相手方として特定する。</p>	第167条の2 第1項第2号
18	五島振興局	建設部 河港課	H29.11.8	玉ノ浦港港整備改修工事(防波堤適合性確認)	1,512,000	東京都港区西新宿1-14-2 (一財)沿岸技術研究セン ター 確認審査所長 春日井 康夫	<p>本業務は、港湾法第56条の2の2第3項の確認を港湾法施行規則第28条の3の規定に基づき確認申請を行うものであるが、本業務は、港湾法第56条の2の3の規定により国土交通大臣の登録を受けたものしか行えない。しかし、この登録を受けているのは一般財団法人沿岸技術研究センターしかないため、契約の相手方として特定する。</p>	第167条の2 第1項第2号
19	五島振興局	農林水産部 農村整備課	H29.11.17	寺脇地区基本設計業務委託	5,130,000	長崎市大黒町9-17 長崎県土地改良事業団体連 合会 会長 宮本 正則	<p>本業務は、換地処分を検討を行うための、ほ場の区割・道排水路の配置計画を行うものであり、ほ場整備実施設計の前段の設計業務として、換地業務と密接不可分な関係にある。</p> <p>県内で、土地改良換地士を保有し、土地改良区等に対し換地の指導が出来、換地業務と連携した区画整理の計画・設計が出来る団体は長崎県土地改良事業団体連合会のみであるため、契約の相手方として特定する。</p>	第167条の2 第1項第2号

平成29年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：五島振興局

平成30年3月末現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
20	五島振興局	上五島支所 建設課 道路班	H30.2.5	主要地方道若松白魚線橋梁補修工事 (監督補助業務委託その3)	3,888,000	長崎県大村市池田二丁目 1311番3 公益財団法人 長崎県建設技術研究センター 理事長 宮崎 東一	当業務は、工事の施工状況や工事請負者から提出された承諾願い等について、設計図書と照合を行い、その結果を監督職員に正確に報告するものであり、報告に虚偽や誤脱があった場合は、監督職員による判断や工事成績の評定に大きな影響を与える業務である。 また、各工事請負者が保有する施工ノウハウの情報管理(他の建設業者への情報漏えい防止)も必要である。 このため、建設業者より資金面や人事面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な財団法人長崎県建設技術研究センターを、契約の相手方として特定する。	第167条の2 第1項第2号
21	五島振興局	建設部 管理・用地課	H30.3.30	平成30年度 漁港環境整備施設等管理運営業務委託	2,557,440	五島市福江町1-1 五島市長 野口 市太郎	五島市は「長崎県の事務処理の特例に関する条例」に基づき、岸壁や護岸、野積場等の漁港施設の軽微な維持補修や許可事務等を行っているが、「荒川、三井築、崎山漁港の各環境整備施設等」は、これらの漁港施設に隣接しており、施設の管理を五島市が一体的に行うことが効率的、かつ合理的であること。また、五島市に県と同程度の負担を求めることで適切な維持管理を図ることができる。 以上の理由により五島市と随意契約を行うものである。	第167条の2 第1項第2号
22	五島振興局	建設部 管理・用地課	H30.3.30	平成30年度 港湾緑地(福江港、玉ノ浦港、富江港)管理 運営業務委託	5,275,440	五島市福江町1-1 五島市長 野口 市太郎	五島市は「長崎県の事務処理の特例に関する条例」に基づき、岸壁や護岸、野積場等の港湾施設の軽微な維持補修や許可事務等を行っているが、「福江港、玉ノ浦港、富江港緑地」は、これらの港湾施設に隣接しており、緑地の管理を五島市が一体的に行うことが効率的、かつ合理的であること。また、五島市に県と同程度の負担を求めることで適切な維持管理を図ることができる。 以上の理由により五島市と随意契約を行うものである。	第167条の2 第1項第2号
23	五島振興局	建設部 福江空港 管理事務所	H30.3.30	平成30年度 福江空港消防救難活動業務委託	35,266,000	五島市福江町1-1 五島市長 野口 市太郎	福江空港の消防救難活動業務については、下五島地域広域市町村圏組合と消防協定を締結し、委託していたが市町村合併後、同組合の業務を五島市が承継したため。また、航空機火災等高度な火災に対応できる者は島内には五島市消防本部しかなく、契約相手方が五島市に限られる。 以上の理由により五島市と随意契約を行うものである。	第167条の2 第1項第2号

平成29年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名：五島振興局

平成30年3月末現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先、住所、氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
24	五島振興局	保健部 衛生環境課	H30.3.28	平成30年度 犬捕獲抑留等業務委託	2,289,600	(個人契約)	<p>平成25年度から平成28年度の契約について一般競争入札を行ったが、1者応札が続いている。</p> <p>平成28年度には、入札参加資格を「犬の捕獲業務に携わった経験年数が1年以上の熟練した作業員がいる者」のみとしたが、1者応札となった。</p> <p>当業務は、犬の捕獲抑留、殺処分並びに焼却処分という特異な性質をもった業務であり、業務に関して、地域の状況に精通し、信頼できる者に委託する必要がある。</p> <p>当入(契約の相手方)は、地域、地形及び犬猫の習性等を熟知しており、経験豊富で技術性もたかい。また、当業務は、地域住民とのトラブルも少なくないが、対人への対応力もあり、最も信頼できる者である。</p> <p>当業務は、狂犬病予防法に基づき、県知事から狂犬病予防技術員の指定を受けた者へ委託することになっていること、また、上記のような特殊性・困難性から、競争入札による契約は、委託目的が十分に達成されない恐れがあるため適しないと判断した。</p>	第167条の2 第1項第2号
25	五島振興局	上五島支所 管理・用地課 管理・用地班	H30.3.30	漁港環境及び海岸環境整備施設管理業務委託	1,350,000	長崎県南松浦郡新上五島町 青方郷1585-1 新上五島町長 江上 悦生	<p>①全管理対策の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁港管理者は、漁港の適正な維持管理を行う責めに任じられている。 ・管理瑕疵が無いとするためには、構造、用途、場所、利用状況等の諸条件を総合し、通常予想される危険が防止できる程度の措置が必要である。 <p>②営造物の安全確保と危険の未然防止</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の設置又は管理の瑕疵による事故の発生を防ぐためには、維持補修工事の物的補完と、使用規制等の人的補完の両面の措置により安全の確保を図る必要がある。 <p>以上により、上記施設は、直営で管理すべきであるが、行政責任がある市町に委託することでその維持管理の適正化を図ることができるため。</p>	第167条の2 第1項第2号
26	五島振興局	上五島支所 管理・用地課 管理・用地班	H30.3.30	公園・緑地・海岸飛沫防止帯等維持管理業務委託	1,890,000	長崎県南松浦郡新上五島町 青方郷1585-1 新上五島町長 江上 悦生	<p>新上五島町は、「長崎県の事務処理の特例に関する条例」に基づき、岸壁や護岸、野積場等の港湾設備の軽微な維持補修や許可事務等を行っているが、「若松港若松みなと公園、青方港藻線公園及び有川港緑地」は、これらの港湾施設に隣接しており、緑地等の管理を新上五島町が一体的に行うことが効率的、かつ合理的であること、また新上五島町に県と同程度の負担を求めることで適切な維持管理を図ることができること、以上の理由により、新上五島町と随意契約を行うものである。</p>	第167条の2 第1項第2号